

別添 4－1

様式第 5 号（第 4 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

特定教育・保育施設等名称等変更届出書

先に確認を受けた特定教育・保育施設等について、次のとおり変更したいので届け出ます。

施設・事業所	名 称			
	種 類	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型)		
		☐ 幼稚園 (認定こども園を除く。)		
		☐ 保育所 (認定こども園を除く。)		
		☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業 (☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型)		
所 在 地 ・ 連 絡 先	☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型)			
	(〒 ー) 草津市 電話番号 ()			
確 認 年 月 日	年 月 日			
届出者 (設置者)	名 称			
	主たる事務所の所在地 ・ 連 絡 先	(〒 ー) 都道府県 都市 区 電話番号 ()		
		フリガナ		
	代 表 者 職 名 ・ 氏 名	職 名	氏 名	
変 更 事 項	変更 (予定) 年 月 日	年 月 日		
	変 更 事 項			
	変 更 内 容	(変更前)		
	変 更 内 容	(変更後)		
変 更 する 理 由				

変更事項 (利用定員の減少)	利用 定員	区分	変 更 前				⇒	変 更 後			
		1号 認定	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児		4歳児	5歳児		
		人	人	人	人	人		人	人		
		2号 認定	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児		4歳児	5歳児		
		人	人	人	人	人		人			
		3号 認定	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児		1歳児	2歳児		
		人	人	人	人	人		人			
	うち 地域枠	人	人	人	人	人	人	人	人		
現に利用して いる子どもに 対する措置											

- 注意事項
- (1) この届出書は、施設の名称等および設置者の住所等の変更ならびに特定教育・保育施設等の利用定員を減少させる場合に限るものとする。
- (2) この届出書に、変更に関する書類（定款、登記事項証明書、図面、誓約書等）およびその他参考となる資料を添付すること。

別添 4－2

様式第 5 号（第 4 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

特定教育・保育施設等名称等変更届出書

先に確認を受けた特定教育・保育施設等について、次のとおり変更したいので届け出ます。

施設・事業所	名 称			
	種 類	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型)		
		☐ 幼稚園 (認定こども園を除く。)		
		☐ 保育所 (認定こども園を除く。)		
		☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業 (☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型)		
所 在 地 ・ 連 絡 先	☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型)			
	(〒 ー) 草津市 電話番号 ()			
確 認 年 月 日	年 月 日			
届出者 (設置者)	名 称			
	主たる事務所の所在地 ・ 連 絡 先	(〒 ー) 都道府県 都市 区 電話番号 ()		
		フリガナ		
	代 表 者 職 名 ・ 氏 名	職 名	氏 名	
変 更 事 項	変更 (予定) 年 月 日	年 月 日		
	変 更 事 項			
	変 更 内 容	(変更前)		
	変 更 内 容	(変更後)		
変 更 する 理 由				

変更事項 (利用定員の減少)	利用 定員	区分	変 更 前				⇒	変 更 後			
		1号 認定	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児		4歳児	5歳児		
		2号 認定	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児		4歳児	5歳児		
		3号 認定	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児		1歳児	2歳児		
		うち 地域枠									
現に利用して いる子どもに 対する措置											

- 注意事項
- (1) この届出書は、施設の名称等および設置者の住所等の変更ならびに特定教育・保育施設等の利用定員を減少させる場合に限るものとする。
- (2) この届出書に、変更に関する書類（定款、登記事項証明書、図面、誓約書等）およびその他参考となる資料を添付すること。

別添5

様式第6号（第5条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所在地

届出者 名 称

代表者氏名

特定教育・保育施設確認辞退届出書

子ども・子育て支援法第36条の規定に基づき特定教育・保育施設に係る確認を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

施設名称			
施設の種類	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型)		
	☐ 幼稚園 (認定こども園を除く。)	☐ 保育所 (認定こども園を除く。)	
施設の所在地・連絡先	(〒) 草津市		
	電話番号 ()		
確認年月日	年 月 日		
辞退年月日	年 月 日		
辞退しようとする理由			
現に利用している子どもに対する措置			

注意事項
この届出書は、辞退しようとする日の3月前までに提出すること。

別添6

様式第7号（第5条第2項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所在地

届出者 名 称

代表者氏名

特定地域型保育事業者確認辞退届出書

子ども・子育て支援法第48条の規定に基づき特定地域型保育事業者に係る確認を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

事業所の名称			
地域型保育事業の種類	☐ 家庭的保育事業	☐ 小規模保育事業 (☐ A型 ☐ B型 ☐ C型)	
	☐ 居宅訪問型保育事業	☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型)	
事業所の所在地・連絡先	(〒) 草津市		
	電話番号 ()		
確認年月日	年 月 日		
辞退年月日	年 月 日		
辞退しようとする理由			
現に利用している子どもに対する措置			

注意事項
この届出書は、辞退しようとする日の3月前までに提出すること。

別添7－1

様式第8号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

特定教育・保育施設等確認取消（停止）通知書

次の特定教育・保育施設等について、次のとおり確認の取消し（停止）をしたので通知します。

施設・事業所	名 称		
	種 類	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型・ ☐ 幼稚園型・ ☐ 保育所型・ ☐ 地方裁量型)	
		☐ 幼稚園 (認定こども園を除く。)	☐ 保育所 (認定こども園を除く。)
		☐ 家庭的保育事業	☐ 小規模保育事業 (☐ A型 ☐ B型 ☐ C型)
		☐ 居宅訪問型保育事業	☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型)
所 在 地			
事 業 所 (者) 番号			
確 認 日	年 月 日		
設置者の名称			
取消（停止）理由			
取消	年 月 日	年 月 日	
停止	内 容		
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者になります。）大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

別添7－2

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

特定教育・保育施設等確認取消（停止）通知書

次の特定教育・保育施設等について、次のとおり確認の取消し（停止）をしたので通知します。

施設・事業所	名 称		
	種 類	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型・ ☐ 幼稚園型・ ☐ 保育所型・ ☐ 地方裁量型)	
		☐ 幼稚園 (認定こども園を除く。)	☐ 保育所 (認定こども園を除く。)
		☐ 家庭的保育事業	☐ 小規模保育事業 (☐ A型 ☐ B型 ☐ C型)
		☐ 居宅訪問型保育事業	☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型)
所 在 地			
事 業 所 (者) 番号			
確 認 日	年 月 日		
設置者の名称			
取消（停止）理由			
取消	年 月 日	年 月 日	
停止	内 容		
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者になります。）大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該処分の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

(令和5年12月7日揭示済み)

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月14日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第62号

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則（平成27年草津市規則第65号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第8条 <現行どおり> 第9条 <現行どおり> (1) <現行どおり> ア～カ <現行どおり> <u>キ</u> 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、 当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11 号に定める当該助成対象者の保護者の健康保険 法（大正11年法律第70号）による保険給付の資 格者等に関する情報、船員保険法（昭和14年法 律第73号）による保険給付の資格者等に関する 情報、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第 128号）に関する保険給付の資格者等に関する 情報、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律 第152号）に関する保険給付の資格者等に関する 情報、私立学校教職員共済法（昭和28年法律 第245号）に関する保険給付の資格者等に関する 情報、国民健康保険法による保険給付の資格 者等に関する情報もしくは高齢者の医療の確保 に関する法律による保険給付の資格者等に関する 情報（以下これらを「健康保険法等資格者等 関係情報」という。） (2) <現行どおり> ア～カ <現行どおり> <u>キ</u> 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、 当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11 号に定める当該助成対象者の保護者の健康保険 法等資格者等関係情報	第1条～第8条 <省略> 第9条 <省略> (1) <省略> ア～カ <省略> <改正後に新設> (2) <省略> ア～カ <省略> <改正後に新設>

改正後	改正前
(3) ≪現行どおり≫ ア～カ ≪現行どおり≫ <u>主</u> 助成条例第2条第10号に定める助成対象者、 当該助成対象者の扶養義務者等および同条第11 号に定める当該助成対象者の保護者の健康保険 法等資格者等関係情報 第10条 ≪現行どおり≫ (1) ≪現行どおり≫ ア～エ ≪現行どおり≫ <u>オ</u> 助成条例第2条第3号に定める助成対象者お よび当該助成対象者の扶養義務者等の健康保険 法等資格者等関係情報 (2) ≪現行どおり≫ ア～エ ≪現行どおり≫ <u>オ</u> 助成条例第2条第3号に定める助成対象者お よび当該助成対象者の扶養義務者等の健康保険 法等資格者等関係情報 (3) ≪現行どおり≫ ア～エ ≪現行どおり≫ <u>オ</u> 助成条例第2条第3号に定める助成対象者お よび当該助成対象者の扶養義務者等の健康保険 法等資格者等関係情報 第11条 ≪現行どおり≫ (1) ≪現行どおり≫ ア～エ ≪現行どおり≫ <u>オ</u> 要綱第2条第1項に定める助成対象者および 当該助成対象者の扶養義務者等の健康保険法等 資格者等関係情報 (2) ≪現行どおり≫ ア～エ ≪現行どおり≫ <u>オ</u> 要綱第2条第1項に定める助成対象者および 当該助成対象者の扶養義務者等の健康保険法等 資格者等関係情報 第12条 ≪現行どおり≫ (1) ≪現行どおり≫ ア～エ ≪現行どおり≫ <u>オ</u> 要綱第2条第4号に定める助成対象者および 当該助成対象者の扶養義務者等の健康保険法等 資格者等関係情報 (2) ≪現行どおり≫ ア～エ ≪現行どおり≫ <u>オ</u> 要綱第2条第4号に定める助成対象者および 当該助成対象者の扶養義務者等の健康保険法等 資格者等関係情報 第13条～第35条 ≪現行どおり≫	(3) ≪省略≫ ア～カ ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ 第10条 ≪省略≫ (1) ≪省略≫ ア～エ ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ (2) ≪省略≫ ア～エ ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ (3) ≪省略≫ ア～エ ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ 第11条 ≪省略≫ (1) ≪省略≫ ア～エ ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ (2) ≪省略≫ ア～エ ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ 第12条 ≪省略≫ (1) ≪省略≫ ア～エ ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ (2) ≪省略≫ ア～エ ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ 第13条～第35条 ≪省略≫

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 12 月 14 日 掲 示 済 み)

草津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 18 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 63 号

草津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

草津市生活保護法施行細則（平成 19 年草津市規則第 7 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 16 条 <現行どおり> 別記様式第 1 号～別記様式第 43 号 <現行どおり> 別記様式第 44 号（第 11 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 45 号 <現行どおり> 別記様式第 46 号（第 13 条関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 47 号～別記様式第 48 号 <現行どおり>	第 1 条～第 16 条 <省略> 別記様式第 1 号～別記様式第 43 号 <省略> 別記様式第 44 号（第 11 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 45 号 <省略> 別記様式第 46 号（第 13 条関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 47 号～別記様式第 48 号 <省略>

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にある改正前の草津市生活保護法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別添1－1

様式第44号（第11条関係）

年 月 日

就労自立給付金申請書

草津市福祉事務所長 宛

申請者 住所または居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4. 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____支店

預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

別添1－2

様式第44号（第11条関係）

年 月 日

就労自立給付金申請書

草津市福祉事務所長 宛

申請者 住所または居所

氏名

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4. 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____支店

預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

別添 2 - 1

様式第 46 号（第 13 条関係）

進学準備給付金申請書	
草津市福祉事務所長 宛	
申請者 (大学等に進学する者)	住所または居所 氏名
個人番号	
進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
記	
1 世帯主の氏名	
2 大学等に進学する者の生年月日	年 月 日
3 進学先 学校名	
4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）	
☐ 大学等進学前の住宅と同じ	
☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）	
居住（予定）地	
5 関係書類	
(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか	
・入学金を納付したことを証明する書類の写し	
・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し	
・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し	
(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し	
(3) その他支給決定にあたり必要な書類	
※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。	
6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限りします。）	
金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合
（該当する金融機関の種類に○をしてください。）	
支 店 名	支店（ <u>ゆうちょ銀行除く</u> ）
記 号	支店（ゆうちょ銀行のみ記載）
預 金 種 類	☐ 普通預金 ☐ 当座預金
（該当する□にチェックを入れてください。）	
口 座 番 号	
（右につめてご記載ください。）	
口座名義人（カナ）	
※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。	
※この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。	

別添 2 - 2

様式第 46 号（第 13 条関係）

進学準備給付金申請書	
草津市福祉事務所長 宛	
申請者 (大学等に進学する者)	住所または居所 氏名
進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
記	
1 世帯主の氏名	
2 大学等に進学する者の生年月日	年 月 日
3 進学先 学校名	
4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）	
☐ 大学等進学前の住宅と同じ	
☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）	
居住（予定）地	
5 関係書類	
(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか	
・入学金を納付したことを証明する書類の写し	
・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し	
・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し	
(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し	
(3) その他支給決定にあたり必要な書類	
※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。	
6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限りします。）	
金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合
（該当する金融機関の種類に○をしてください。）	
支 店 名	支店（ <u>ゆうちょ銀行除く</u> ）
記 号	支店（ゆうちょ銀行のみ記載）
預 金 種 類	☐ 普通預金 ☐ 当座預金
（該当する□にチェックを入れてください。）	
口 座 番 号	
（右につめてご記載ください。）	
口座名義人（カナ）	
※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。	
※この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。	

（令和 5 年 12 月 18 日 揭示済み）

草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 19 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 64 号

草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する
条例の一部の施行期日を定める規則

草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年草津市条例第 15 号）第 1 条（「別表第 3 項の改正規定中「（住民票の写しの交付に限る。）」を削る部分を除く。）および第 2 条の施行期日は、令和 5 年 12 月 20 日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 5 年 12 月 19 日 揭示済み）

草津市職員の給与に関する規則および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第65号

草津市職員の給与に関する規則および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する規則(昭和40年草津市規則第12号の2)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第39条 <現行どおり> (勤勉手当の成績率)	第1条～第39条 <省略> (勤勉手当の成績率)
第40条 <現行どおり> (1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>100分の105以上100分の210以下</u> (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>100分の105</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>100分の96以上100分の105未満</u> (4) 勤務成績が劣る職員 <u>100分の96未満</u>	第40条 <省略> (1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>100分の100以上100分の200以下</u> (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>100分の100</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>100分の91以上100分の100未満</u> (4) 勤務成績が劣る職員 <u>100分の91未満</u>
2～4 <現行どおり>	2～4 <省略>
第40条の2～第44条 <現行どおり>	第40条の2～第44条 <省略>
別表第1～別表第3 <現行どおり>	別表第1～別表第3 <省略>
別記様式第1号～別記様式第6号 <現行どおり>	別記様式第1号～別記様式第6号 <省略>

第2条 草津市職員の給与に関する規則の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第39条 <現行どおり> (勤勉手当の成績率)	第1条～第39条 <省略> (勤勉手当の成績率)
第40条 <現行どおり> (1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>100分の102.5以上100分の205以下</u> (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>100分の102.5</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>100分の93.5以上100分の102.5未満</u> (4) 勤務成績が劣る職員 <u>100分の93.5未満</u>	第40条 <省略> (1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 <u>100分の105以上100分の210以下</u> (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 <u>100分の105</u> (3) 勤務成績がやや劣る職員 <u>100分の96以上100分の105未満</u> (4) 勤務成績が劣る職員 <u>100分の96未満</u>
2～4 <現行どおり>	2～4 <省略>
第40条の2～第44条 <現行どおり>	第40条の2～第44条 <省略>
別表第1～別表第3 <現行どおり>	別表第1～別表第3 <省略>
別記様式第1号～別記様式第6号 <現行どおり>	別記様式第1号～別記様式第6号 <省略>

(草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部改正)

第3条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則（令和2年草津市規則第19号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第8条 《現行どおり》 (期末手当) 第9条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 期末手当の額は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《現行どおり》 第10条～第14条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第1条～第8条 《省略》 (期末手当) 第9条 《省略》 2 《省略》 3 期末手当の額は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《省略》 第10条～第14条 《省略》 別表 《省略》

第4条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第8条 《現行どおり》 (期末手当) 第9条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 期末手当の額は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、 <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《現行どおり》 第10条～第14条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第1条～第8条 《省略》 (期末手当) 第9条 《省略》 2 《省略》 3 期末手当の額は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 《省略》 第10条～第14条 《省略》 別表 《省略》

付 則
 (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する規則、第3条の規定による改正後の草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の規定は、草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年草津市条例第79号）の公布の日において在職している職員について令和5年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 前項に掲げる規則の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる規則の規定に基づいて支給された給与は、前項に掲げる規則の規定による給与の内払とみなす。
 - (1) 第1条の規定による改正前の草津市職員の給与に関する規則
 - (2) 第3条の規定による改正前の草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則

(令和5年12月25日揭示済み)

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第66号

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和40年草津市規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第12条 《現行どおり》 別表第1（第4条第1号関係） （別添1－1のとおり） 別表第2（第4条第2号関係） （別添2－1のとおり） 別表第3～別表第4 《現行どおり》	第1条～第12条 《省略》 別表第1（第4条第1号関係） （別添1－2のとおり） 別表第2（第4条第2号関係） （別添2－2のとおり） 別表第3～別表第4 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定（以下「改正後の規定」という。）は、草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年草津市条例第79号）の公布の日において在職している職員について令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の規定を適用する場合には、改正前の草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。